

1 掘削除去の概要

(1) 土壤鉛含有状況調査により確認した、鉛の値が土壤汚染対策法に係る基準を上回っている範囲については、掘削除去を行いました。

(2) 掘削除去した土壤は、土壤汚染対策法に準拠し、セメント資材の原料にするため、セメントリサイクル施設へ搬出するとともに、がれき類等については、管理型の最終処分施設へ搬出を行いました。

2 掘削除去の範囲・土量

(1) 場 所

九州電力株式会社 川内原子力発電所
鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

(2) 範囲・土量

土壤鉛含有状況調査により確認した、鉛の値が土壤汚染対策法に係る基準を上回っている範囲を掘削除去の対象としました。

○ 掘削除去範囲：約 1, 200 m²

○ 掘削除去土量：約 1, 690 m³

